

令和6年12月2日

令和6年登米市議会定例会
12月定期議会 議案

(その2)

登米市議会

議員 番

議 案 目 次

議案番号	議 案 名	頁
発議第4号	登米市議会議員定数条例の一部を改正する条例について	5

発議第 4 号

令和 6 年 12 月 2 日

登米市議会議長 關 孝 様

提出者 議会運営委員会
委員長 及 川 昌 憲

登米市議会議員定数条例の一部を改正する条例について

上記議案を、別紙のとおり地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 109 条第 6 項及び第 7 項並びに会議規則（平成 17 年議会規則第 2 号）第 14 条第 2 項の規定により提出します。

(別紙)

登米市議会議員定数条例の一部を改正する条例

登米市議会議員定数条例（平成 17 年登米市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

本則中「26 人」を「24 人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の登米市議会議員定数条例の規定は、同日以後初めてその期日を告示される一般選挙から適用する。

(提案の理由)

登米市議会は、議会基本条例の下に、住民参加機能、監視機能、政策形成機能の主要 3 機能の強化を目指し、これまで様々な改革を進めてきたところである。

議員定数のあり方に関しては、令和 2 年に議会改革推進会議からの調査・報告を受けて以降、4 年にわたって議会運営委員会をはじめとした各会議体において、検討を重ねてきたところであり、本年 10 月には、会派等の考えを提示し、市民の皆様からも多様な意見をいただいた。

検討にあたっては、登米市政の現状と課題並びに議会が果たす役割などを考慮し、多様な意見と議員定数の基準方式なども参考にした。

地方分権により、各自治体において自らが調整・統合し、方向性を見出す行政経営を行うようになった今日、登米市議会には、そうした政策に正面から向き合う力量を備えた「政策議会」となることが求められているところである。

登米市議会の議会力強化に向け、議員自らも議会活動に積極的に参画する等、そのための具体的な検討を含め、登米市議会として、削減した定数のもと取組むこととし、本条例の一部を改正するもの。